

# 子育ての自由の平等と福利追求の自由の不平等

田原 宏人

(2005年10月12日版)

## 1 主題: 親心と不公正

『教育学年報』誌上で繰り広げられたいわゆる藤田英典・黒崎勲論争から10年が経過しようとしている。多くはすれ違いに終わった幾多の論点のうち、\*<sup>1</sup> 歳月と私の華奢な記憶力に耐えて彩度を増しているのは、動機づけをめぐる論点である。

たとえば、一方で藤田は、学校選択制を導入すれば「実際にどうなるか」と問い、「学校を一元的に序列付けるのは・・・顧客としての親であり、生徒であり、世間である」と指摘し(藤田1996: 72)、他方で黒崎は「教師の自覚と対応を変えるために有効性をもつ制度的枠組みのあり方」の究明の必要性を力説する(黒崎1997: 382)。私の読み取りによれば、これらの引用文中の「親」と「教師」とは相互に入れ替え可能である。藤田のストーリーには一元化に親和的な教師の意識と行為、黒崎のコンセプトには教育の正統化にコミットする親の意識と行為がたしかに位置づいている、と考えられるからである。興味深いことに、さもなくば一元化に親和的な親と教師に藤田は他者に配慮した「学校づくり」を期待し、「自覚」を駆動するとともにその受け皿ともなる学校選択を支持する黒崎は「諸個人の利害の対立」「利己的動機」を「社会制度として教育を考える場合」の「前提」に据えている(黒崎1999: 138-139)。

ここで両者の主張の違いを教育社会学と教育行政学の間のアプローチの違いに還元してしまうのは有益ではなからう。むしろそれは検討に値する一つの論点を差し出しているのとらえたい。私が念頭に置いているのは、一般的には次のように表現される考え方で

---

\*<sup>1</sup> 「卵を割らずにオムレツをつくることはできないが、たくさんの卵を割ってもオムレツができるとは限らない」(ハンナ・アレント)。黒崎はオムレツの有効な作り方(抑制と均衡の公立学校選択制)を提案しているが、藤田の見るところ、それでは卵が全部ダメになってしまう。では、藤田はオムレツをつくりたくないのかといえば、彼もつくりたがっている。しかし、黒崎の見るところ、藤田はその(少なくとも有効な)作り方を示していない。両者の間には公立学校をめぐるコンテキストの理解に隔たりがあり、これが各々の改革提案にも影を落としている。改善の余地は多々あるにしろ抜本的に転換するには及ばないとして「学校づくり」への取り組みの重要性を説く藤田の提案は、現行公立学校制度の基本理念である「唯一最善のシステム」に致命的欠陥を見いだす黒崎の目にはインクルメンタリズム(「何にもまして致命的な(不可逆的)失敗を避けること、将来における軌道修正の余地を残すことを、政策思考・政策デザインの指導理念とみなす」(足立2005: 74-75))と映る。インクルメンタリストに理念の闘いを挑んでもすれ違いに終わる公算が高い。「唯一最善のシステム」理念とインクルメンタリズムとの結びつきは偶然ではないからである。藤田による黒崎批判がもたらす学校選択の意図されざる帰結(公教育の私事化、競争の激化、不平等の拡大等々)の推定される蓋然性の高さに依拠していることはこの事情を物語っている。そこにあつては問題は致命性の程度であつて理念の当否ではない。こうした思考スタイルはそれ自体としてコンテキストに流れ込み、論争はなかなか離れ難い。

ある。

理想は、それをじっくりと考え抜くことがどんなに魅力的であろうとも、リーズナブルな諸個人がそれを生活の指針にしようと動機づけられなければ、ユートピア的なものにとどまる。しかし、諸個人の動機に完全に縛りつけられている政治システムは、いかなる理想を具体化することにも失敗するだろう。(Nagel 1991: 21)

この論点は実践的であると同時に論理的でもある。荻谷剛彦によってつとに指摘されているように、教育の場面ではたとえば次のようなかたちをとってあらわれる。

家庭で伝達される文化の違いが決め手になる。そうだとすれば、子育ての自由を保証しつつ、教育における平等を実現することは、論理的にみて解決のむずかしい問題である。そのことにわたしたちもやがていやおうなく実感させられるかもしれない。(荻谷 1995: 214)

「実感させられる」その時期はすでに到来している。「小中学校段階における学校選択が、他者に関わりのない、純粹に個人的な選好の問題なのか」(広田 2004: 46)という広田照幸の設問はその証左であろう。広田自身は現状における学校選択制の導入に否定的である。その理由は端的に、学校選択は「他者の未来における可能な選択肢に関わっている」(広田 2004: 47)からである。<sup>\*2</sup> この結論は「論理的」には「子育ての自由」に制約を課すということを含意する。しかしながら、「子育ての自由」の制約による「教育における平等の実現」がもたらす望ましさの程度と、その逆によってもたらされる望ましさの程度とを比較衡量するとなると一筋縄ではいかない。

「家庭で伝達される文化の違いが決め手になる」のであれば、トマス・ネーゲルが述べるように、

積極的な機会均等のための公共的な制度的支えは、階層のせいで生じる諸々の不平等を廃止しない。なぜなら、それは、パーソナルな圏域における家庭的選好の作動を廃止しないからである。それは、家庭的選好をパーソナルな圏域に制限しようとするだけだからである。公共的な諸制度だけが機会を決定しているわけではないのだから、家庭的選好がその圏域で作動するとき、それがより広範な社会的効果をもちつづけることは避けられない。(Nagel 1991: 111)

仮に、いわゆる補償教育政策を採用したとしても、この事態は避けられないであろう。なぜなら、それはせいぜい公正な機会均等を保障しようとする試みにすぎないからである。公共的な営みであるかぎりむしろそうでなければならない。だが、親は、我が子と他人の子どもたちが公正な条件で競争することで必ずしも満足しない。数学の宿題を教えてとせがまれたけれど、隣の親御さんは中卒なのだから、教えてやりたいのはやまやまだが、不正を助長することになるので差し控え、明日学校で先生に教えてもらいなさいと

<sup>\*2</sup> このかぎりでは広田は教育を位置財 positional good (後述)とみなしているが、彼の学校選択批判のより根本的な理由は「異質な他者」の「排除」にあるようだ。この場合には教育は内在的な価値をもつものと想定されている。ちなみに、教育における(不)平等問題の先駆者である黒崎は、学校選択との関連では、これまでのところ教育をもつば後者の文脈(教育理念による多様化)において論じている。

対応することを、すべての「できる」親に期待するのは非現実的であろう。かくして、家庭的選好が作動し、結果として不公正が生まれる。以下で検討する問題は、しかし、その非現実性にあるのではない。そのとき親がその行為（親心）<sup>\*3</sup> ゆえに非難に値するかどうかという問題である。あるいは逆に、その親心を正当化することがはたして可能かどうか、可能だとしたらいったい何を根拠にそういえるのか、というのが本論文の問いである。<sup>\*4</sup>

## 2 素材: アダム・スィフトと批評者たち

この問題を検討する素材として、アダム・スィフトの著書 *How Not to Be a Hypocrite* (2003) をめくって *Theory and Research in Education* 誌上で展開されたシンポジウムを取りあげてみよう。<sup>\*5</sup> 同書の挑発的なタイトルは、一方で平等主義的信条を掲げながら、他方で我が子を私立学校に通わせている左翼的傾向をもつ親たちにしばしば浴びせられる非難にちなんで選ばれたものである。<sup>\*6</sup> なお、スィフトの議論の背景的文脈がイギリスのそれであるという点に留意を要するが、そこで論じられている論点は、我が子によりよい教育を受けさせるために、都心から郊外に脱出するアメリカの親や、中高一貫校をめざそうとする現代日本の親、あるいは藤田や広田の描く近未来ストーリーに登場する親たちにも基本的には当てはまるとみなされうる。

### 2.1 スィフトの議論

スィフトの議論の要旨は、(1) 私立学校は（少なくともイギリスにおいては）廃止されるべきだ、しかし(2) 私立学校が実際に存在している状況においては、条件次第で、親は我が子をそこに通わせることを正当化される場合もありうる、というものである。順に見ていこう。

まず必要となるのは、「われわれはどのように偏向的であることができるのかということにかんする偏りなき理論」(Swift 2004b: 14) である。そのためにスィフトが用いるのは、ジョン・ロールズの原初状態というお馴染みの理論装置である。自分のパーソナルな状況について知らないならば（無知のヴェール）、あなたは社会における利益と負担の分配を統べる原理を偏りなく impartially 選択するであろう、というあれである。言うまでもなく、無知のヴェールの背後にいる人々は完全な情報遮断状態に置かれているわけではない。彼女／彼らが選択するであろう原理は、

<sup>\*3</sup> 以下、'parental partiality' には「親心」、それ以外の場合における 'partiality' には「偏愛」の語を充てる。

<sup>\*4</sup> 周知のように、国民の教育権論は、教育的価値（教育の自律性）の名において、我が子の教育にかかわる親の意図や行為を制約する。教師を教育的価値の体現者として名指すか否かにかかわらず、親の意図も行為もそれに服していることが要請されるという意味で、これは親にたいして全体主義的にはたらく。このようなかたちで動機づけにおける分裂を回収する発想は、同理論の装いに反して、近代的なりべラルのメンタリティから遠い。

<sup>\*5</sup> 文献の入手にさいして朴澤泰男さんの助力を得た。

<sup>\*6</sup> 我が子を地元の公立学校に通わせまいとする労働党の他の政治家たちにたいして繰り返し批判を浴びせてきた労働党左派の論客ダイアン・アボットがいわゆるオプト・アウトしたことをめぐる興味深い討論をウェブサイト "Crooked Timber" <<http://www.crookedtimber.org/archives/000766.html>> で読むことができる。

人々が深く愛する者たちと結び特別な関係性については、これを認めるであろうし、それらの関係性が、人間生活において根本的な価値を帯びており、特別の責務を創りだし、ある一定の種類の特別な取り扱いと偏愛を許可する、ということ承認するであろう。(ibid.: 13-14)

ここで親子間の「特別な関係性」という歴史負荷的情報がヴェールをすり抜けていることを訝る向きもあるだろうが、そのことについては触れない。いずれにせよ、上の原理の実質的意義は、「特別な関係性」と深くかかわる「家族価値 family values」を尊重せよという点にある。これにもとづけば、家族内部におけるインフォーマルな相互作用(たとえば、読み聞かせなど)は許容される。

スイフトが私立学校廃止を提案する理由は次のようなものである。すなわち、我が子を私立学校に通わせる、その結果、我が子に競争上の有利さを与えるという親の自由は、この「家族価値」のために尊重される自由には属さないからである(ibid.)。公正を規準とする一見わかりやすいこの議論は、しかし、家族内部におけるインフォーマルな相互作用もまた、私立学校に通わせるのと同様の機能を果たしうるということに目を向けるとき、いささか要領を得ない主張となる。この点につきスイフトは次のように述べる。

たしかに、それらインフォーマルな相互作用は、実際には、不平等を生成する傾向にあるだろうし、それらの不平等は不公正なものとなるであろう。ある子どもたちが、彼女/彼らが親の選択において不運であったという理由だけで、他の子どもたちよりも相対的に悪い人生を送ることになるのは不公正である。しかし、親密な家族関係性を体験し享受する自由を親と子に否定するならば たとえば、すべての子どもを国立孤児院に収容するというプラトンの解決策を採用するならば、それは諸価値のバランスについての判断をひどく誤ることになる。(ibid.)

公正がつねに最優先されなければならないとは限らない、というところがポイントであろう。公正という価値(競争上の有利さを生むか否か)と家族価値との「バランス」こそが思案のしどころなのである。

さて、競争上の有利さを与える私立学校が併存しているという既存の状況を前提とした議論に移ろう。スイフトは条件次第で、親は我が子を私立学校に通わせることを正当化される可能性がある」と論じる。すなわち、「まず第一に、利用可能な国家学校 state schools がどのくらい悪いかということに、そして、自分の子どもをそこに通わせると他者にどのくらい違いをもたらすであろうかということに左右される」(ibid.: 17)。順に見ていこう。

最初に、利用可能な国家学校の適切性如何という条件について。

我が子にとって適切な教育を求めるということは、現在利用可能な最善の教育を求めると同じではない。後者は、「他の子どもたちにたいして不公正な有利さを自分の子どもに買い与えるということになり、そうすることにより他の子どもたちにとって事態をより悪いものにす公算が高い」(ibid.)。ゆえに、最善の教育を与えることがつねに正当化されるとは限らない。正当化されるのは、スイフトによれば「十分によい」教育を子どもに確保してやることである。したがって、私立学校に通わせることが正当化されるのは、利用可能な国家学校が「十分によい」教育を与えることができず、私立学校

が「十分によい」教育を与えることができ、かつ「十分によい」を超える教育を与えない場合となる。

では「十分によい=適切な」教育とはどういう教育なのか。スイフトはまず「特定の子どもの特長なニーズを満たさない場合」(たとえば深刻ないじめに遭っている)を不適切性の「ベースライン」として設定している(ibid.: 17-18)。そしてそのベースを確保したうえで、さらに二つのケースを査定する。(1) 貧困 善き生の受け入れ可能な閾値を下回る生 を避けるために不公正に乏しいチャンスしか与えないケース、(2) それに比べれば激しくはないけれども、望ましい職をめぐる競争において不公正な不利を生徒たちに残したままにしておくケース。この二つのケースはいずれもそこからの脱出を正当化するが、両者は微妙に異なることを要請または許容する。第一のケースにおいては、スイフトの正当な親心は、そうした貧困の生を避ける「公正なチャンスよりもよいチャンス」を与えることを正当化する。その理由は次のとおり。

そのような悪い結果を避ける公正なチャンスを自分の子どもに与えることに親の行為を制限するということは、溺れかかっている二人の子ども、自分の子どもともう一人別の子どもどちらを救うか決めるときに、コイン・トスで決めるよう親に求めるようなものである。(ibid.: 18)

それにたいして、予想される悪い結果の程度がそれほどでない第二のケースにおいては、正当化されるのは「公正よりもよいチャンスではなく、公正なチャンスを自分の子どものために求めることに限られる」(ibid.)<sup>\*7</sup>

次に、親の選択が他者に及ぼす影響如何という条件について。スイフトによれば、親の「ミクロな選択の他者へのコストが・・・ミニマルであると仮定すれば、親は我が子が不適切性を回避するのを手助けすることを正当化される」(Swift 2003: 135)。視点を変えれば、これは、正義をおこなうことがその当人に課す負担の問題となる。たとえば、「自分はおつべきよりも多くをもっていると判断している裕福な個人は、超過分を譲渡することによって、より少なくもつ人々の何人かの生を直接に単独で改善することができるし、そうすることによって、世界を少しだけ公正にすることができる」。この場合、「金のより公正な分配への寄与は、彼女が進んで背負おうとするコストより多くを背負うことを彼女に要請しない」(Swift 2004b: 19)。それにたいして、自分と同じ有利な立場にある親が自分の子どもを私立学校に行かせているときに、自分だけが我が子を地域の学校に通わせるという行為は、英雄的ではあるかもしれないが、自分の子ども(通学先の学校でいい鴨にされてしまう)に不公正に重荷を背負わせてしまいかねない。しかも、その行為によって全体としての正義がどれだけ前進させられるかも疑問である。このように、「規則の不正義は、われわれが貢献をなそうと個人的に努めることのコストを実際に引き上げる」(ibid.: 20)。それが受け入れがたいほど高ければ、正義への貢献は免除される可能性がある。しかし、スイフトは釘を刺すことを忘れない。

<sup>\*7</sup> したがって、この見解にもとづけば、あなたの子どもが通うことになっている公立学校のレベルがひどくても、あなたが大学の先生であるおかげで、家庭内のインフォーマルな相互作用によって競争上有利になる資源を正当に供給されているあなたの子どもが、その学校に通ったとしても引き続き公正なチャンスを保持することになるならば、あなたは我が子をその学校に通わせない理由をもたない。

われわれが不正義な諸制度の下で生きているという事実は、われわれに白紙小切手を与えるものではない。多くの状況において、われわれの個人的選択は、諸個人と彼女／彼らの家族に公正なコスト以上のものをかけないで、社会正義に実際に貢献することができる。したがって、われわれは、進んで自分の割り当てをおこなうべきである。(ibid.)

以下、主要な三つの論点、私立学校廃止、正義のコスト、正当な親心にかんして、それぞれエリザベス・アンダーソン、マシュー・クレイトンとデビッド・スティープンズ、コリン・マクロードによる批評とスイフトによる応答を見ていく。

## 2.2 アンダーソンの批評／応答 公正か羨望か

エリザベス・アンダーソンは、スイフトの私立学校廃止論の有力な論拠の一である「行列割り込み論」 私立学校は、価値ある大学の籍や職をもとめる競争において不公正に「列に割り込む」ことを可能にすることによって、機会均等を侵害する 羨望にもとづいているとしてこれを批判する。

[スイフトの]この異議は、他人の才能の発達を、自分自身にたいする損傷として思い描いている。これは羨望の本質である。相対的に教育への関心が高い人々は、相対的に関心の低い人々が競争的に不利な立場に置かれるといけなから、自分の相対的に高い関心を行動に移すことを許されてはならない、というわけだ。／社会契約論的観点から見れば、われわれは皆、皆の才能の発達にインタレストを有している。・・・社会的仕組みは、皆の自分の才能の行使から皆が利益を得るように設計されるべきである。すなわち、分業における協働からの利得が皆の絶対的な有利さを高めるように設計されるべきである。(Anderson 2004: 105)

この見解は彼女の「民主的平等」構想と連動したものである。それは、「市民間の正義に適った関係性というコンセプトにおいては平等主義的であるが、資源と機会の分配における正義のコンセプトにおいては十分主義的 sufficientarian である」(ibid.)。逆に言い換えれば、「皆が対等な者として機能するに十分なほどもっているかぎり、この閾値を超える不平等は格別の関心事ではない」(ibid 106)。

これにたいしてスイフトは、アンダーソンの「十分主義は十分ではない」と異議を差し挟む。彼によれば、「自らのコントロールが及ばないという理由で、人々が他者よりも相対的に良いまたは悪い生を送るとするならば、それは不公正である」(Swift 2004c: 324)。さらに、「われわれの社会における教育の役割を踏まえるならば、われわれが語っているのは、何らかのかたちで他者よりも境遇を不公正によくするだけの不公正ではなく、他者の境遇をさもなくばそうであるよりも悪くするような種類の不公正である」(ibid.: 326)。さらに、この場合、他者は、「教育が道具的にはたらくような財を得るチャンスという観点からみて、絶対的に状況が悪化させられる」(ibid.: 340)。このことは、教育という財が帯びている一つの位置財としての特性 何を学んだかではなく、分布の中のどの位置に立っているかが意味をもつ に由来しており、この場面でトリクルダウン効果やパイの拡大の効果を期待するのは見当はずれである (Swift 2001: 115–116)。「教育を分配するや

り方は教育が何であるのかに依存する」(Swift 2004c: 326)。

とはいえ、スイフトは、アンダーソンの民主的平等がそうであるように、「(少なくともある種の) 不公正を認容もしくはそれに適応するような学校規則を進んで是認すべき」(ibid.: 325-326) 局面がありうるということを承認している。

### 2.3 クレイトンとスティーブンスの批評/応答 正義の重荷

アンダーソンの批判は、スイフトの議論がどちらかといえば平等主義的に過ぎるというものであった。それにたいして、マシュー・クレイトンとデビッド・スティーブンスには、それは平等主義としては手ぬるい、恵まれた親に甘すぎると映っている。

「どうすれば教育における正義を実現するという重荷の公正な割り当てをしたということになるのか」(Clayton & Stevens 2004: 114)、これが彼らの中心的問いである。スイフトの提案は「利益の公正な取り分にたいするコストの公正な割り当て」(Swift 2003: 144) である。クレイトンとスティーブンスはこれを「われわれが背負う必要があるのは、誰もが皆、正義の要求を受諾した場合に要請されるであろう重荷と同じだけの重荷のみである」(Clayton & Stevens 2004: 115) と解釈したうえで、正義がそれ以上のことを要請するケースがありうることを示唆することによってこれを批判する。

それにたいして、スイフトは彼らの批判は当たらないと反論する。彼によれば、公正な割り当て論には「道徳的な費用 - 便益」、すなわち「人は自分の割り当て分以上のものをすすんで背負うべきだ、そうすることがより多く貢献するであろう場合には」という考え方が含意されている (Swift 2004c: 333)。この線に沿って、彼は、「多くの人々の協働によって達成される望ましい結果の見通しが存在するならば、その場合には、もし他の人々が同様に意欲的であるならば協働するという公正の義務が各人の側に存在する」(Clayton & Stevens 2004: 121) というクレイトンとスティーブンスの主張にも同意する (Swift 2004c: 334)。ただし、こうした状況を「変則的 atypical」と形容している記述も見られ (ibid.)。この点を考慮に入れると、スイフトの議論が、「平等主義者たちが典型的に抱いているいくつかの確信を収容する」(Clayton & Stevens 2004: 124) ことに成功しているかどうかは即断できない。

両者の見解が顕著な隔たりをみせるのは、親心をめぐってである。クレイトンとスティーブンスによれば、「親心の正当性は背景となる社会的諸制度の正義に依存」し、それが正当とみなされる範囲は、非理想的な状況下では相対的に狭くなる。たとえば、すでに不利な立場に置かれている親が、親心の正当性を受け容れるのはいかなる場合か。「もちろん、彼女のリーズナブルな返答は、もしも誰もが皆自分の子どもにかんして偏愛的に行為する公正な機会をもっているのであれば、その場合には、その意思決定は許容されるかもしれない、というものである」(Clayton & Stevens 2004: 119)。こうした見解にもとづいて、彼らは少なくとも次の二つを必須条件として提案する。「(1) 親がある一定範囲の偏愛的活動に携わる公正な機会、(2) 子どもにかんする偏愛の許容の差異の効果を修復し、子どもたち各々の教育機会が平等なものにとどまるようにする一連の政策」(ibid.: 120)。

この異議にたいしてスイフトは「偏愛的理由の威力を過小評価している」と断じ、ある

個人の親心が他者に負の帰結をもたらすとき、その不公正を被った他者によってさえ原因となった当の親心が正当化される可能性を示唆している (Swift 2004c: 335)。もっとも、「そのような特別の取り扱いをいったい何が正当化するのか」という問いは、まさしくいかなる種類の特別な取り扱いがそれによって正当化されるのかという問いと同じく、困難な問いである」(ibid.) とされているのであるが、次のマクロードがこの問題に正面から切り込んでいる。

#### 2.4 マクロードの批評/応答 正当な親心

コリン・マクロードが取り組んでいるのは「親心の性格と価値をどう解釈すべきかという論点」である。鍵的概念である公正と親心のうち、前者に比して後者の「規範的意義」はあまり明確ではなく、親子間の強い情的つながりは親心を「説明」するかもしれないが、必ずしもそれを「正当化」しない (MacLeod 2004: 312)。

子どものための最善の利益という規準と親心が関連づけられうるとするならば、「親心の表現には原理的には限界は存在しない」。しかし、少し考えてみればわかるように、「自分の子どもの最善の利益を促進しようという親の努力は、他者の基本的権利によって、また、属している共同体の法律や確立されている社会的規則に従うべしという要請によって正当に制約される」(ibid.: 310)。さらに、子どもの最善の利益の追求は「アンリーズナブルに重い要求を親に課す可能性がある」(ibid.)。この場合の調停作業はよりいっそう困難である。ゆえに最善の利益基準は却けられる。

なぜ親心は価値があるのか。<sup>\*8</sup>すでに、スイフトによって、親心には、「消費的」で「形成的」なアスペクトが存在するということが指摘されていた (Swift 2003: 10)。この一種の有用性を規準とする「道具的な観点」から親心の価値を云々するのは、しかし、スイフトの議論の文脈に照らせばむしろ周辺的な議論である。マクロードによれば、親心は「本来的に価値ある次元」を有しており、それは消費的財や形成的財から区別される「偏愛構成的財 *partiality constituted goods*」のなかに位置している (MacLeod 2004: 313)。

ベッドタイムストーリーは、子どもにとって面白いし、子どもの認知的スキルの発達を増進させもするかもしれない。したがって、強い偏愛の発現は、消費的および形成的な財の促進にも寄与しうる。しかし、物語の楽しさやスキルの発達は、おそらく、親子の特別な気遣いの関係性には本質的には依存していない。それにたいして、強い偏愛は、親密性や価値ある家族関係性を部分的に構成するように思われる。親密性の価値の一部は、特定の他者を特別なやり方で配慮するという事に存している。われわれは皆をこのように配慮することはできないので、親密性の価値は強い偏愛の表現をつうじてしか実現されえない。(ibid.: 313-314)

強い親心は我が子の利益を特権化するが、それだけでは「偏愛構成的財を生成するには不十分」であり、そこには「特別な存在としての我が子への気遣い」が反映されていなければならない。かくして、「家族において偏愛構成的財を生成するために必要とされるよ

<sup>\*8</sup> 重ねて念のため。この問いは「親心は価値があるのか」という先行する問いにたいして Yes と答えている。この暗黙の前提の妥当性については本論文では問わない。

うな種類の偏愛は、特定の他者のニーズや利益に系統的・自発的に立ち会いそれに応答するという、根深い動機づけ的傾向性としてもっともよく理解される」(ibid.: 314)。ここにおいて、「自発性」の含意の一つは「人格間の無媒介的な結合」にある。たとえば、「私は、彼に物語を読み聞かせ、彼のために利用可能な最善の教育機会を確保してやるべく動かされるが、そのさい、そうした機会の追求が他の子どもたちの教育機会にどのように影響を及ぼすのかにかんしてはいかなる直接的な関心も払わない」という事態をそれは指す(ibid.: 314-315)。偏愛に本来的な性質であるこの対外部無関心の取り扱いが厄介である。

必然的に、「偏愛の正当な表現を規制する諸原理は、ある意味で、偏愛の傾向性それ自体にとっては外的である」。したがって、

偏愛と平等との満足のいく調停は、たんに、親心の表現にたいする正当化される制約を同定することにのみ依存しているわけではない。われわれは、これらの制約にたいする応答性 responsiveness の程度に影響を及ぼす諸要因を検討する必要もある。・・・偏愛にたいする正当化される制約の源泉は、われわれが親に期待しうる、それらの制約への応答性に影響を及ぼす公算が高い・・・(ibid.: 315)

マクロードは偏愛にたいする制約を二種類 公共的制約と私的制約 に分ける。

公共的制約とは、「教育へのアクセスを規制すべき一般的規則にかんする不偏的反省から浮かびあがってくる制約」をいう。マクロードによれば、ある強い偏愛が、「基本的な機会均等の実現にたいする重大な障害となり」、かつ「重要な偏愛構成的財を達成するさいに相対的に重要度の低い役割を演じる」ならば、その偏愛は正当に制約されうる(ibid.)。マクロードのこの見解は、スイフトのそれと大きくは変わらない。

私的制約とは、「既存の社会的規則が不正義であるような状況において親の偏愛を規制すべき規範にかんする反省から浮かびあがってくる制約」(ibid.: 316)をいう。マクロードによれば、スイフトは、「不正義な規則の文脈のなかに正当な偏愛の範囲を位置づける方途として、われわれの考え抜かれた直観的判断へのより直接的な訴えに依拠しているように思われる」(ibid.: 317)。マクロードはこの方法を却け、非パーソナルな観点から検証することによって正当な偏愛を見定めようとする。<sup>9</sup> 結果的に、この非パーソナル・テス

<sup>9</sup> マクロードの非パーソナル・テストは次のようなものである。「次のような背景的条件のもとでおこなわれるポーカー・ゲームがあると想定しよう。あるプレイヤーは金持ち、あるプレイヤーはほどほどの暮らし向き、あるプレイヤーは貧乏。ゲームのルールは次のようになっており不公正であると仮定しよう。すなわち、十分に金持ちであるプレイヤーが親から追加カードを買い、そうすることによって自分が勝つ公算を高める。しかし、貧乏なプレイヤーは追加カードを買う余裕などない。さらに、ある金持ちのプレイヤーがすでに追加カードを買っているが、買っていない金持ちのプレイヤーもいる、と仮定しよう。誰にも皆勝つチャンスはあるが、すでにカードを買っているプレイヤーは自分が勝つ相対的によりよい不公正なチャンスを確保している。さて、今、われわれは、プレイヤーとしてゲームに加わろうとしている、と想定しよう。しかしながら、われわれは、すでに追加カードを買っている金持ちのプレイヤーが誰なのか、あるいは、追加カードをまだ買っていない金持ちのプレイヤーが誰なのか、あるいは、追加カードを買えない貧乏なプレイヤー誰なのか知らない。ここで、われわれのアイデンティティが明らかになる前に、われわれは、追加カードの購入にかんする原理について同意を求められる、と想定しよう。追加カードをまだ買っていない金持ちのプレイヤーに追加カードを買うことを許容するような原理にわれわれは同意するだろうか。私見によれば、これがリーズナブルな規則であるということは甚だ不明確である。もちろん、追加カードを買うことを差し控える金持ちのプレイヤーは、すでに追加カードを買っている金持ちのプレイヤーとの対比では、不公正に不利な立場に置かれることになるであろう。この不公正を緩和する唯一の道は追加カードを買うことである。しかしながら、追加カードの購入は、すでに勝つチャンスが

トは、我が子に公正なチャンスを与えるために私立学校に行くということが正当化される可能性を認めるスイフトの結論、直観的判断に依拠して得られた結論を否定することになる (ibid.: 320)。

さらに、マクロードは、これら二種類の制約に抵触した場合の非難相当性にちがいが生じるとみなしている。すなわち、公共的制約に抵触したほうが重い。その理由を、彼はそれぞれの制約の「権威」のちがいに求める。公共的制約は「集会的権威」をもっており、社会的規則として通用している。それにたいして、

正当化された私的制約は、親の偏愛の傾向性と一致するのがはるかにむずかしい。私的制約は、自らの傾向性から発する偏愛の表現の正当性を規制し監視するというきわめて重い要求を親に課す可能性がある。ある程度までは、偏愛の自己規制のプロセスは、強い偏愛の重要な特性であるような種類の自発性の足手まといとなる。(ibid.: 317)

したがって、私的制約を侵害する親は「間違っただけで行為しているけれども容赦することができる」可能性がある。(ibid.: 320)

さて、スイフトの応答を見てみよう。偏愛構成的財をめぐるマクロードの議論には「興味をそそられる」と基本的にはこれを歓迎している (Swift 2004c: 336)。また公共的制約と私的制約のちがいをめぐる議論にも共感的な関心を示している。しかしながら、マクロードが「非難相当性の差異源泉を正しく同定しているかどうか」について疑義を呈する。マクロードが着目しているのは「自発性(の喪失)」であるが、スイフトは「もっと明瞭で重要な理由」が存在するという。その一つはコストの大きさのちがい 私立学校廃止に賛成しない場合と、我が子を私立にやる場合との、正義にたいするコストが大きく異なるということである (ibid.: 338)。それはもっともだが、私見では、マクロードの示唆のユニークさは、非難相当性のちがいの源泉を親の偏愛それ自体とのかかわりで導き出している点にあり、スイフトの批判は、少なくともコスト論が自発性論よりも「もっと重要」であることを示さないかぎり、いささか筋違いであるように思われる。

### 3 若干の所見

教育制度のあり方について規範的にアプローチしてみたいという気持ちを長年抱いてきた。ジョン・ロールズ『正義論』を嚆矢とする膨大な研究の蓄積はたしかに社会の基本構造のあるべき姿にかんして多くのことを教えてくれる。そのなかにはもちろん教育の機会均等原理の深化も含まれている。しかしながら、ロールズその人をはじめとして、あるべき姿の現世的実現となると「教育の力にまつ」的な論調に出会うことがしばしばである。たとえば、ロールズが体系構築、社会の基本構造の条件明細化から離れて、現実の社会を論じるとき、教育への期待は限りなく大きい。過剰だといってもいい。あるインタビューのなかで、アメリカを例にとりつつ彼は言う。「教育は経済的および社会的なあらゆる問

---

もっとも低いプレーヤーのチャンスをいっそう低くしてしまう。また、このことは、追加カード原理に反対するもっともらしい議論が存在するというを示唆している。すなわち、追加カード購入を認める原理はすでに不正であるゲームを全体としてよりいっそう不正にしまう。」(Macleod 2004: 319)

題の鍵です」(Rawls 1993)。もちろん、ロールズに教育論をねだるのは的はずれではあるが、「教育」があたかも基本構造の外部にあるかのような口ぶりには戸惑いを覚えた。そこで、当初私は、有望と思われる規範理論を教育に応用してみれば答えを見つけられるのではないかと考えた。しかし、その試みは頓挫を余儀なくされてしまう。その理由はもはや明らかである。ロールズ自身の言葉を引用しよう。

われわれは、人々が市民としてもつ視点と、家族の構成員やその他の結社の構成員としてもつ視点とを区別する。市民としては、われわれには、正義の政治的原理によって特定される制約を結社に課すべき理由があるのだが、その一方で、結社の構成員としては、当該結社にふさわしい自由で豊かな内部生活のための余地を残しておくように、そうした制約を制限する理由がある。ここでもまた、異なる種類の原理の間での分業が必要だとわかる。われわれが親として、政治的原理に則って自分の子供を処遇するよう求められるというのは、まず賢明ではない。そうした原理はここでは場違いなのである。(Rawls 2001=2004: 165; 訳書: 288-289)

我が身の恥を敢えてさらしたのは、わが国の教育改革をめぐる昨今の議論は、僭越ながら、その最も良質な部分を含めて、このことへの問題意識がやや希薄なのではないかとの印象をもっているからである。

関連して付け加えると、制度設計の理論的作業（その前提として現状を評価する作業をここに含めてもよい）は個人（の立場）と集合体（の立場）との関係を見定めそれを調整することを主務とするが、その関係は「本質と起源において各個人の自分自身にたいする関係」(Nagel 1991: 3) でもある。

たとえば、ジェフリー・ウォルフォードが述べるように、「諸個人の願いと社会の必要との間のバランス」の見極めが肝要であることに間違いはなかりう。そのために、彼は、「はっきりものを言う聡明な市民たちが教育全体のために精力的に闘う」こと、「我が子の学校教育に関心をもつ親の正当な願いがすべての子どもたちのための上質な教育を促進すべく抑制される」ことが必要だと説く。そして、こうした必要に見合うシステムの一例として「ランダムな選抜制度」を提案する。「ランダムな選抜は不確実性を招き入れるので、当事者である親は、我が子の学校教育に全力を傾けるというよりは、すべての子どもたちのために上質な学校を求めて力を尽くす必要が出てくる」(Walford 1996: 152-153)。これはひょっとしたら巧妙な仕掛けであるかもしれないが、ウォルフォード自身の目的と整合的であるかどうかについては疑問が残る。このシステムを駆動するのが親（市民）の正義・公正へのコミットメントであるとは必ずしも想定されていないからである。それはあたかも親心という、さもなくば災害を引き起こしかねない自然の奔流を利用して水力発電をおこなうかのようである。この議論において、親心はその重要性にふさわしい取り扱いを受けていないように思われる。

教育問題は、(少なくとも子をもつ親にとっては) まずもって我が子の教育問題である。このことは断定することができるほど自明ではないかもしれないが、そのように表象される傾向にあるというのはかなりの程度事実であろう。そこに登場するのは、名無しの国民や民衆でもなければ、属性の束としてマトリクス上に表示される諸個人でもない。この事実を与件とする作業はいっそう込み入ったものになるであろうと想像される。

本論文で紹介したアダム・スウィフトの議論は、従来の教育論につきまどってきた痒いところに手が届かないもどかしい状況を打破しようという挑戦的な試みであると思う。もっとも、彼の著書を読んだときの私の初見の感想は、クレイトンとスティーブズのものに近いものであった。どちらかといえば同書は「偽善者」に免罪符を与えていると映った。この印象は、同書が、利用可能な資源を有する親に焦点を当てているにもかかわらず、当の資源の初期分配の正不正にかんする考慮に割くウェイトは低い、ということからもたらされた。<sup>\*10</sup> しかしながら、同書の冒頭に「多くの親には選択の余地などない」(Swift 2003: ix) と書かれていることからすれば、このような印象を抱くというのは奇妙な話である。

この奇妙さは、仮に完全に正義が実現された公正な状況においてさえ、親心(の発現形態)の正当性は独自の問題領域を構成するであろうということに思いを致すや、奇妙でなくなり始める。スウィフトは誌上シンポジウムの最後に、自身の核心的問いを次のように言い換えている。

もしも、公正な割り当て以上のものを保有することが我が子にとって教育上の(およびその他の種類の)適切性を買うために必要であるならば、公正な割り当て以上のものを保有することをわれわれは正当化されるだろうか。(Swift 2004c: 339)

この問いの条件節それ自体が、それに先立って問われた問いの答えとなっているということは言うまでもない。このような問い方はいかにして生まれてくるのか。彼は、一連の問いを立てるときの自身の基本的アプローチについて次のように述懐している。

私は大いに公正感応的 fairness-sensitive である。私は至るところで不正を目にする。しかも、あらゆる不正は悪いと確信している。だからこそ、そのどれかが正当化されるのかどうか、つまり、ある種の不正は他の種の不正よりも重要なのか、また、さまざまに異なる不正は、より重要であるかもしれず重要でないかもしれない他の諸々の価値とどのように衝突するのか、確信がもてずに自問するのである。(ibid.: 325)

スウィフトの議論(とそれに誘発された議論)は先のロールズからの引用にあった「異なる種類の原理の間での分業」を明細に記述しようと企てしているとみなして差し支えなからう。ただし「分業」は「衝突」を含み、新たな調停問題を提起する。そのさいの焦点がほかでもない親心である。家族という結社内部を統べる原理の検討は、公正としての正義論にとっては補遺であるとしても、あるべき教育論にとっては本論に位置すべきものであろう。

<sup>\*10</sup> この論点にかんしてはスウィフトの最新の論文(Swift 2005)で論じられている。いずれ本格的に検討する機会をもちたいと思っているが、この論文は、「家族というブラックボックス」を開けて(遺伝子工学の影響も含む)、規範的な観点から、経済的その他の有利さの世代間伝達の問題に正面から取り組もうというものである。ここでも、スウィフトは、正当な親心の及ぶ範囲を「構成的偏愛」=「家族を価値あるものとするものを構成するような行為」に限定している。もちろん、こうした見解は、「自文化中心主義と非歴史性との攻撃を受けるリスク」を背負う。いずれにせよ、彼によれば、正当な親心は機会均等を限界づける一方、従来許容されてきた再生産メカニズムの多くを「不当な依怙鼻眞 illegitimate favoritism」によるものだと排除する。

その本論において、教育改革をいかに構想するかは、第一に、教育という財のもつ本来価値的な側面と位置価的な側面のいずれに重点を置くかによって大きく左右される。前者は多様性・発達を、後者は平等・公正を主導的価値とするよう構想者に求める。しかしながら、いずれを重視しようとも、両者がいわばコインの両面である以上、他方を完全に考慮の外に置くことはできない。構想されるべき教育制度像はある種のある程度の不平等を自らの存立条件として組み込むことを要する。そのかぎりでは、この要請は、「実質的な不平等が容認されなければ、格差原理は満たされえない」という「社会学的事実」(Nagel 2002: 108)とパラレルである。だが、位置価的な側面をもつ「教育の事実」に照らすならば、仮に最悪の境遇にある者が格差原理の適用によって「改善」を得たとしても、相対的な位置が変わらなければ、彼女の境遇の絶対的悪さは変わらない。その意味では、教育は「格差原理の観点から考えることが意味をなさないかもしれないような財」(Swift 2001: 115)の一つである。親心は同時に多様性と不公正の源泉であり、尊重と規制の対象であるのみならず、「正当」なそれでさえ我が子の位置取りに影響を及ぼさずにはいられないと考えられるからには、ここに述べたすべてのことにたいして親心はレレバントである。

第二に、教育改革構想はその前提となる人間観によっても左右される。アマルティア・センは、個人のもつ「エージェンシーとしての側面」と「福利 well-being の側面」とを区別し、「この二つの側面を無理に一致させて、人を単一の次元に限定してしまうことはできない」と指摘する(Sen 1992=1999: 56; 訳書: 85)。前者は、個人が価値を認めるもの(必ずしも経済合理性になじまないものを含む)を達成しようとする側面をいう。正当な親心の有効範囲は、エージェンシーとしての自由のその一部を占めるとみなすことができよう。言うまでもなく、この子育ての自由の平等は、とりわけ教育関連の文脈では、しばしば(子どもたちの)福利を達成する自由の不平等をもたらす、ひいては福利の達成における不平等をもたらす。それゆえ、こうした平等から不平等への転移に注意を払う十分な理由が存在する。たとえば、「他者の未来における可能な選択肢」を観点に据える広田は明らかに、福利を達成する自由の不平等に注目している。にもかかわらず、「人々の自由に焦点を置く評価構造(すなわち、結果よりも自由が注目変数となる評価構造)では、焦点変数の平等から結果のパターンが直接現れるということはない」。「結果のパターンは、その人自身の決定に依存する」からである(Sen 1992=1999: 72; 訳書: 111)。つまり、そのパターンは、福利を達成する自由の分配に左右されるだけでなく、「他の人々のエージェンシーとしての行動」(Sen 1992=1999: 72; 訳書: 112)にも左右されるのである。前者についての考慮がつねに重要だというのはそのとおりだが、後者のための何らかの適切な水路を確保することもまたそれに劣らず重要であろう。「教師の自覚と対応を変えるために有効性をもつ制度的枠組みのあり方」の究明作業をこの線に沿って解釈することもあるいは可能かもしれない。

ルールをつくるという観点からあらためて論点を整理し直そう。経験的レベルにおいて、親心の発動が分配の正不正に陥入する事態を所与とするならば、仲正昌樹が指摘するように「価値観に関わる決着の付きにくい問題を『私的領域』に押し込めて、公的領域をニュートラルに保つ」(仲正 2004: 23)という戦略はここでは通用しない。困難は方法のレベルにもあらわれる。「他者への関心を『自己の置かれた状況が他でありえた可能性への関心』として扱う」(橋本 2004: 34)ことによって合意を形成しルールを定めるというのが



- , 2004b, “The morality of school choice,” *Theory and Research in Education*, 2(1): 7–21.
- , 2004c, “The morality of school choice reconsidered: A response,” *Theory and Research in Education*, 2(3): 323–42.
- , 2005, “Justice, luck, and the family,” Samuel Bowles, Herbert Gintis, & Melissa Osborne Groves eds., *Unequal Chances: Family Background and Economic Success*, Princeton University Press, 256–76.
- Walford, Geoffrey, 1996, “Diversity and choice in school education: An alternative view,” *Oxford Review of Education*, 22(2): 143–54.
- 足立幸男, 2005, 「構想力としての政策デザイン」足立幸男編『政策学的思考とは何か－公共政策学原論の試み－』勁草書房, 53–86 .
- 苅谷剛彦, 1995, 『大衆教育社会のゆくえ 学歴主義と平等神話の戦後史』中央公論社 .
- 黒崎勲, 1997, 「学校選択 = 複合的概念 藤田論文に接して再考すること」『教育史像の再構築』(教育学年報 6) 世織書房, 377–408 .
- , 1999, 『教育行政学』岩波書店 .
- 仲正昌樹, 2004, 「私的共同体と法」仲正昌樹編『共同体と正義』御茶の水書房, 3–24 .
- 橋本努, 2004, 「自由としての配分: 配分原理の自由主義的基礎」仲正昌樹編『共同体と正義』御茶の水書房, 25–49 .
- 広田照幸, 2004, 『教育』(思考のフロンティア) 岩波書店 .
- 藤田英典, 1996, 「教育の市場性 / 非市場性 『公立中高一貫校』『学校選択の自由』問題を中心に」『教育と市場』(教育学年報 5) 世織書房, 55–95 .